



行政文書不開示決定通知書

3文芸第722号
令和3年5月28日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀章



令和3年5月15日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

| | |
|-----------------------------------|---|
| 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項 | 県民文化局文化部文化芸術課管理の「あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 調査報告書」中の2019年12月18日付け「『表現の不自由展・その後』に関する調査報告書」75頁の記載に関連した下記文書記 あいちトリエンナーレのあり方検討委員会委員が、津田大介氏ら関係者からヒアリングをした際のヒアリングの内容を録音した録音物、ヒアリングの内容の録音を反訳した反訳書ないし反訳内容を要約した文書。 |
| 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由 | 愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため |
| 担当課等 | 県民文化局文化部文化芸術課 電話 052-954-7476 |

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)